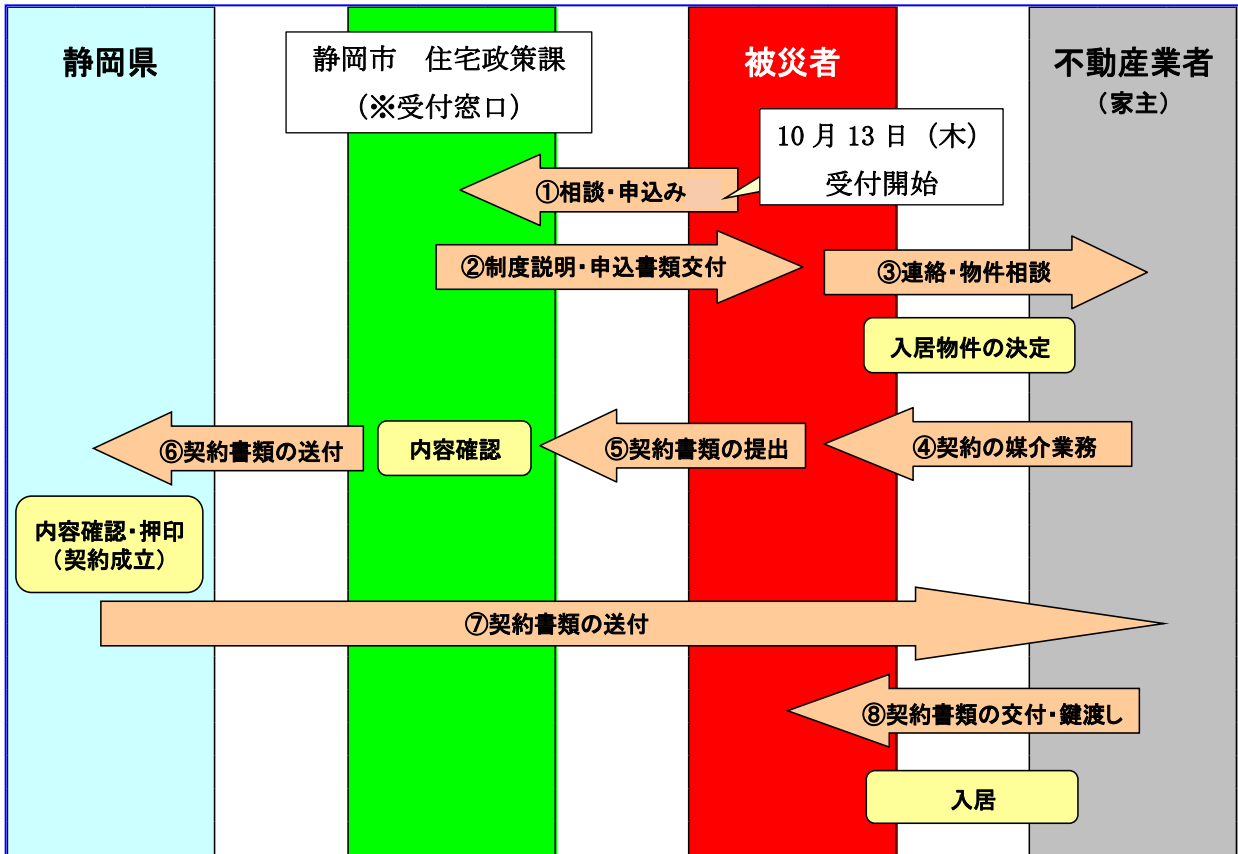


# 令和4年台風第15号の災害によりお住まいに被害を受けられた皆さまへ(ご案内)

静岡県では、令和4年台風第15号の災害により住宅に甚大な被害を受けられた皆さま(※2頁「1 入居者の要件」に該当する方が対象)に、民間賃貸住宅を借り上げて応急仮設住宅として提供する「静岡県借上げ型応急住宅事業」を実施します。



【手続き】 ※受付窓口では、来庁又は郵送により申し込むことができます。

- ①～②静岡市役所内に設置される受付窓口にて、り災証明書により入居要件を満たすことをお示し頂いた上、申込書に記入して関係書類を受け取ってください。
- ③ 不動産業者(仲介業者)に連絡を取っていただき、静岡県の借上げ型応急住宅による賃貸住宅の紹介依頼であることをお伝えいただき、物件の紹介を受けてください。
- ④～⑤入居物件が決まりましたら、不動産業者の仲介で契約関係書類を作成していただき、静岡市役所の受付窓口にて契約書類をご提出ください。
- ⑥～⑦静岡市及び静岡県で契約書類を確認し、静岡県が押印することで、静岡県、被災者、家主の三者契約が成立します。静岡県から不動産業者へ契約書類を送付します。
- ⑧ 不動産業者から契約書類(被災者の保管用)を送付するので、入居日をご相談の上、鍵を受け取って入居の流れとなります。

【借上げ型応急住宅事業について 提出先・お問い合わせ】  
静岡市住宅政策課 住まいまちづくり係(電話:054-221-1590)  
静岡県住まいづくり課(電話:054-221-3072)

【借上げ型応急住宅事業について 郵送の場合の送付先】  
〒420-8602  
静岡市葵区追手町5番1号 静岡市役所5階 住宅政策課住まいまちづくり係 宛て

【住宅の応急修理支援制度について お問い合わせ】  
静岡市建築指導課 管理係(電話:054-221-1371)

# 静岡県借上げ型応急住宅事業の概要

## 1 入居者の要件（いずれにも該当）

(1) 災害救助法に基づく住宅応急修理制度を利用しない方（※特例として、応急修理の期間が1か月を超え、災害発生の日から6か月以内に完了する見込みの方は対象となる場合があります）

**※原則、住宅応急修理制度を利用される方は借上げ型応急住宅事業の対象になりません。**

(2) 令和4年台風第15号による災害（以下「当該災害」という。）の発生時点（災害救助法適用日である令和4年9月23日）において、静岡市内に居住する方

(3) 次の要件の**いずれか**を満たす方

ア 住居の全壊、全焼又は流失により居住する住宅がない方

イ 半壊（大規模半壊及び中規模半壊を含む）であっても、水害により流入した土砂や流木等により住宅としての利用ができず、自らの住家に居住できない方

(4) 自らの資力をもってしては、住宅を確保することができない方

(5) 災害救助法に基づく障害物の除去制度を利用しない方

## 2 借上げ住宅の条件

(1) 県が借り上げて被災者に提供することに、貸主が同意した住宅

(2) 別紙「借上げ型応急住宅の契約条件等 1 住宅の条件」を満たす住宅

(3) 家賃（管理費、共益費含む）が、入居する世帯人数に応じた上限額を超えないこと

## 3 費用負担

借上げ住宅に係る費用及びその負担区分は、別紙「借上げ型応急住宅の契約条件等 2 契約条件」に記載のとおりです。

※入居者の故意又は過失による損壊で、県が負担する修繕相当費2か月分を超える修繕費が必要となった場合は、超過分が入居者負担となります。

## 4 入居期間

入居時から2年間

※災害救助法に基づく住宅の応急修理制度との併用を希望する場合

- ・災害発生の日から原則6か月まで
- ・応急修理が完了した場合は、速やかに退去

## 5 既に個人で契約して民間賃貸住宅に入居している方

災害救助法適用日以降、既に個人で契約して入居している場合でも、上記1の「入居者の要件」、上記2の「借上げ住宅の条件」等を満たし、貸主の同意が得られる場合には、県、貸主、入居者で三者契約を締結し直すことで、入居日に遡って本事業の対象となります（ただし、保険については、遡及できませんのでご了承いただくとともに、家賃、敷金、その他の支払い済みの費用の精算については、貸主と入居者で協議してください（一部の費用は返還されない場合があります））。

## 6 提出いただく書類

【申込時】

① 入居申込書（静岡市の受付窓口及び静岡市ホームページで交付）

② り災証明書（原本の提示又は写しの提出）

③ 上記5（既に個人で契約して民間賃貸住宅に入居している方）に該当する方は、個人で契約した契約書の写し

**④ 1 入居者の要件（3）イに該当する方は、水害により住宅内部に流入した土砂や流木等の状況がわかる写真**

※ 状況に応じて、その他必要書類の提出をお願いする場合があります。

【入居物件の決定後】

① 契約書（3部。被災者、仲介業者及び家主の記名押印がされたもの）

② 定期賃貸住宅契約についての説明（3部。被災者、仲介業者及び家主の記名押印がされたもの）

③ 重要事項説明書（1部。被災者及び仲介業者の記名押印がされたもの。）